

神情個第24号
令和5年1月23日

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上地 克明 殿

神奈川県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会

会長 玉巻 弘光

委員 坂田 清一

委員 森田 明

委員 柴田 直子

委員 斎藤 等

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う神奈川県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護条例の改正等について（答申）

令和4年6月23日に諮問のあった表題の件について、神奈川県後期高齢者医療広
域連合個人情報保護条例第55条第1項の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の改正等について

1 はじめに

(1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の個人情報保護制度について

本広域連合は平成 19 年の組織発足時に、個人の権利利益の保護を目的としてすでに先進的な規定を置いていた地方自治体を参考に、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を制定した。

以後同条例を運用するにあたり、5 名の学識経験者で構成される神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以後「当審査会」という。）に対し個人情報の取り扱いや制度の改善について積極的に諮問がなされ審議されてきた。その過程で施策の見直しや注意事項が指摘され、個人情報に関する施策の質の向上が図られてきた。

(2) 令和 3 年個人情報保護法改正について

令和 3 年 5 月 19 日に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）が公布された。同法では従来自治体ごとに制定していた規律を個人情報保護法に一体的に規定し、これを個人情報保護委員会が一元的に解釈・運用することとなった。

これを受け、当審査会は神奈川県後期高齢者医療広域連合長より個人情報保護条例等の整備につき諮問を受け、令和 4 年 6 月 23 日から 4 回にわたり審議を行い、改正内容につき検討を進めた。

2 対応

(凡例)

項目	
【広域連合の方針】	広域連合の対応方法、方向性として当審査会に示した内容
【答申】	当審査会の意見

項目	(1) 開示請求等について
【広域連合の方針】	<ul style="list-style-type: none">・手数料は実費のみ求める。・処理期限は改正法どおり、原則30日・延長30日とする。(現行は、原則15日・例外60日(延長45日相当))・他の手続の追加規定については、基本的に改正法どおりとする。
【答申】	<ul style="list-style-type: none">・手数料を実費のみとすることは住民にとって好ましい。・原則の期間が15日から30日となることは、現行より利用者にとって不利となる。しかし、広域連合では開示請求のほとんどについて医療機関に照会を必要とし、15日以内の決定は実質的に難しく、また長期も45日以上かかることが少なくないことから、「広域連合の方針」の内容でやむを得ない。・他の手続の追加規定の細かい部分については事務局に任せる。

項目	(2) 個人情報ファイル及び個人情報登録簿について
【広域連合の方針】	<ul style="list-style-type: none">・個人情報ファイルは改正法どおりに作成・公表する。・個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を個人情報登録簿として条例に位置付ける。ただし公表はしない。
【答申】	<ul style="list-style-type: none">・現行では個人情報ファイルを公開していないため、改正後は公開すること。・個人情報登録簿について、広域連合は取り扱う情報が一般の自治体に比べ一部の内容に限定されているため、公表についての要請は相対的に低い。とはいえ、公表することは住民にとって利益となるため、事務負担や情報の見やすさについて工夫した上で、個人情報ファイルとともに何らかの方法で公開すべきである。

項目	(3) 要配慮個人情報について
【広域連合の方針】	
<ul style="list-style-type: none"> ・特に定めない。 	
【答申】	
<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮個人情報とするまでもなく、個人情報はそれぞれの法令の定めに従って適切な取り扱いをするべきである。いっぽう、差別や偏見の事実があるときに、要配慮個人情報と定めることでそれらへの配慮をすべきことを明示する効果も考えうる。広域連合独自の事情、社会状況の変化等をふまえ、当審査会への諮問も活用しつつ、柔軟に対応して行くこと。 	

項目	(4) 目的外利用及び外部提供について
【広域連合の方針】	
<ul style="list-style-type: none"> ・改正法69条1～4号については法に従う。現行条例と、公にされた情報（現行条例第10条第1項第3号）について差異が生じるが、改正法に合わせる。 ・改正法では個々の可否を当審査会に諮問することができないため、公正な処理のための基準の作成及びその解釈について諮ることができることとすることにより、義務ではないが諮問することができるようにしたい。 	
【答申】	
<ul style="list-style-type: none"> ・2・3号は「相当な理由」、4号は「特別な理由」となっている点は運用上注意すること。 ・基準の作成に当たっては、広域連合が保有する情報の性格を考慮し、基本的な考え方を明らかにすること。審査会へ柔軟に諮問ができるようにすることは妥当である。なお当審査会への諮問については（6）も参照。 	

項目	(5) 行政機関等匿名加工情報について
【広域連合の方針】	
<ul style="list-style-type: none"> ・当面、行政機関等匿名加工情報を提供する予定は無い。 	
【答申】	
<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川広域連合は住民数の点で小さな県や政令市よりも多く、また扱う情報も医療情報であり、ビッグデータとして利用価値が高いということを意識しておくこと。 	

項目	(6) 審査会のあり方について
<p>【広域連合の方針】</p> <p>・現行条例では、第10条第3項等で審査会への諮問を義務づけており、実態上も任意規定による照会その他広範な内容について諮っている。改正法のガイドラインにおいては個人情報の提供を始め個々の案件の可否について諮問を要件とする規定を置いてはならないとされているが、任意規定による照会については一切規定を設けていないことなどから、改正法第129条を基に、審査会の運営について定める条例（個人情報審査会条例（仮））で審査会への諮問の定めを置き、基準の作成及びその解釈について諮ることができることとする。</p>	
<p>【答申】</p> <p>・改正法第129条では、改正法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問ができることとされている。改正個人情報保護法施行後においては、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視も始まるころではあるが、これまでの広域連合の施策との継続性を確保し、個人の権利利益を保護しつつ広域連合の施策を実施していくにあたり、当審査会は引き続き重要な役割を果たすものとする。そのため、広域連合として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に当審査会の意見を聴くことができるよう、条例で適切に規定を置くことが適当である。</p>	

項目	(7) 死者の情報について
<p>【広域連合の方針】</p> <p>・個人情報保護委員会が作成した事務対応ガイドによると、死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできないが、死者の情報についての管理や提供に係る定めは必要になると思われるため、別に条例又は要綱・要領等の内部規定で定める。</p>	
<p>【答申】</p> <p>・広域連合にされる開示請求は現状、相当数が本人が死亡しているケースである。このような中で、広域連合の個人情報保護条例で死者の情報について定めを置くことは十分合理性がある。死者の情報を個人情報に含めるのでなければ、個人情報保護条例の中に死者の情報についての規定を置くことは可能であり、そうすることで別の条例を置く必要は無くなる。</p>	

3 その他

改正条例の名称について、改正条例には改正法の施行に必要な事項だけではなく、神奈川県後期高齢者医療広域連合独自の施策についても定めることから、名称は個人情報保護法施行条例とするべきではない。

4 おわりに

デジタル社会形成整備法により、個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定する方針が示された。団体ごとの規定・運用の相違はデータ流通の支障となりうるとされる。しかし、改正法第1条にもあるとおり、個人情報保護制度とは「個人情報の有用性に配慮しつつ」、「個人の権利利益を保護すること」が目的である。「行政機関等・・・の特性に応じて遵守すべき義務を定める」ともある。後期高齢者医療広域連合は取り扱う情報の大半が75歳以上の医療情報であり、また神奈川県は広域連合の中で東京に次ぐ規模を有するという特性を持つ。それらの特性を自覚し、改正後もこれまで実施してきた個人情報保護制度の水準が後退することの無いよう、自立的・主体的に個人情報保護に努めることを期待する。